

今後の取組(案)について

令和7年3月26日

トラック輸送における取引環境・労働時間改善青森県協議会

- 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善青森協議会」では、平成27年度以降、これまで主に根菜類を対象とした農産物を主要品目として、パイロット事業(実証事業)の実施、ガイドラインの策定など、荷役作業時間・荷待ち時間の短縮へ向けた取組を行い、一定の成果は果たせたものの、農産物輸送における課題はまだ多く、AI等を活用した配車のデジタル化による待機時間短縮、パレット化による積込み・積下ろし時間短縮等、引き続き改善に向けた取組が必要である。
- 今年度、青森県の主要ブランド産品である「りんご輸送」について、資料1の結果、以下の現状であることが確認されたことから、課題整理を踏まえ「今後の取組(案)について③」のとおり進めることとしたい。

【りんご輸送に係る現状課題について】

- ① ドライバーの労働環境改善に必要な根本的課題であるパレット化(機械化)、施設改修など、ハード面の課題解決が難しい状況である。
 - ② ソフト面での検討しうる改善手法としては、「荷積場所の集約化」・「横持ちの削減」・「荷役時間の前倒し、後ろ倒し」と考えるが、資料2-①のとおり全農青森での取組が進められている。
 - ③ 前回パイロット事業(実証実験)と同様、トラック事業者・荷主協力により荷役対応を実施した場合、一定の成果を得られると考えるが、運送事業や荷主、生産者等関わる分野においても、高齢化や恒常的な人手不足、燃料高騰も相まり、課題解決に資する持続可能なものとすることは現状難しい。
- ※ 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」の枠組みにおいては、実証事業にかかる予算的な制限もあり、実証実験を行うことは困難な状態にある。

【国内における現状について】

- 令和6年度「物流2024年問題」、令和7年度「改正物流法」の施行と、本協議会における設置目的や議論の前提となる状況が大きく変化している。
- 今年度の本省通達においても、「改正物流法施行に向けて、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が認識を共有し、改善に向けて一丸となって取り組んで行く」とされている。
 - ※具体的な重点取組事項として、以下のとおり。
 - (1) 協議会構成員間の情報共有や報告
 - (2) 輸送分野別の検討
 - (3) 実証事業
- 「物流2024年問題」については、各メディアでも積極的に報道されており、また、行政における制度改正や支援等取組のほか、各自治体や民間レベルにおいても新たな考え方や試みなどが進められている。
 - ① 標準的運賃の告示、標準運送約款改正
 - ② 下請Gメン、トラック・物流Gメンの設置
 - ③ 国土交通省における「モーダルシフト等推進事業」
 - ④ 県や自治体におけるセミナー等周知事業、価格交渉支援ツールの公表
 - ⑤ 青森県内でも新たな会議体を設置(資料1のとおり)
 - ⑥ 青森県よろず支援拠点における「価格転嫁サポート窓口」設置・支援

【構成員について】

- 平成27年度の青森県協議会設置以降、長期にわたって固定化している現状も踏まえ、事務局(青森労働局・青森県トラック協会・青森運輸支局)において、闊達な議論や新たな視点、スリム化を図る観点から、学識経験者及び行政機関を維持しつつ、その時々課題やテーマに沿った荷主や運送事業者、加えて、必要に応じ海運、鉄道、金融などからも参加をいただくことも検討。

【開催方法について】

- 今回、各機関より情報提供をいただいたように、年1~2回開催することを念頭に、出席委員からの情報共有や意見交換を行う。
- 取引環境適正化や長時間労働改善に資するセミナー等周知活動、調査事業等を行う。

【令和7年度の取組について】

- 青森県トラック協会と連携し、改正物流法施行に伴う説明会の開催。
- 第20回青森県協議会の開催。